

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 7 月13日
【発行者（受託者）名称】	三井住友信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 米山 学朋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
【事務連絡者氏名】	三井住友信託銀行株式会社 資産金融部 契約管理チーム長 福島 宏
【電話番号】	03(3286)1111（大代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【届出の対象とした募集有価証券の 名称】	米ドル建実績配当型合同運用指定金銭信託（商品 名：米ドル建投資パートナーシップファイナンス デジタル証券（2026年第 1 号））
【届出の対象とした募集有価証券の 金額】	1,000万米ドル（邦貨換算額1,625,300,000円）を 上限とします。但し、信託財産の運用状況等によ っては、募集の制限や停止をさせていただくこ とがあります。 （三井住友信託銀行株式会社が発表した2026年 7 月 9 日現在の東京外国為替市場における対顧客電 信直物売買相場の仲値 1 米ドル = 162.53円の換算 レートで換算している。）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1【内国信託受益権の募集（売出）要項】

1【内国信託受益権の形態等】

米ドル建実績配当型合同運用指定金銭信託（商品名：米ドル建投資パートナーシップファイナンスデジタル証券（2026年第1号））（以下「本信託」といいます。）の受益権（以下「本受益権」又は「本商品」といいます。）は、記名式（ 1 ）の合同運用指定金銭信託受益権（ 2 ）です。

- （ 1 ）本受益権について、証券は発行されず、また、通帳及び証書でのお取扱いはありませんが、三井住友信託銀行株式会社（以下「当社」又は「本受託者」といいます。）が、受益者の氏名を管理します。
- （ 2 ）合同運用指定金銭信託とは、運用方法を同じくする信託金を信託約款に指定された範囲で合同運用し、その収益を信託金額及び期間に応じて受益者に交付する金銭信託をいいます。本受益権は、合同運用指定金銭信託の受益権です。本信託の運用の基本方針並びに運用対象及び方法については、下記「第二部 信託財産情報 第1 信託財産の状況 3 信託の仕組み（1）信託の概要 信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項（イ）運用の基本方針について」及び同「（ロ）運用対象及び方法」をご参照ください。

本受益権は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）第2条第3項に定める電子記録移転権利に該当する、金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権であり、金融商品取引法第2条第3項に規定する「第一項有価証券」に該当します。本受益権の受益者（以下「本受益者」又は「お客さま」といいます。）となる者は、ソニー銀行株式会社と本受益権の管理等に関する契約（以下「保護預り契約」といい、また、保護預り契約の当事者としてのソニー銀行株式会社を指して、以下「取扱登録金融機関」といいます。）を締結する必要があります。本受益権に関して、本受託者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- （注）本受益権は、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第1号に掲げる電子記録移転権利に該当する権利であり、金融商品取引法第5条第1項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第2条の13第8号に定める特定有価証券であり、また、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第1条第5号イに定める内国信託受益権です。

本受益権に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術並びに本受益権の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームの詳細は以下のとおりです。

（1）本受益権に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術の名称、内容及び選定理由

本受益権の発行、譲渡及び償還を、Securitize Japan株式会社（以下「Securitize」といいます。）が開発する分散型台帳技術（以下「DLT」といいます。）を用いたコンピュータシステムである「Securitizeプラットフォーム」（以下「Securitize PF」といいます。）にて管理し、本受益権に係る財産的価値の記録及び移転がSecuritize PFへの記録によって行われます。Securitize PFの構成技術としては、「プライベート型」のDLTを採用し、具体的なDLT基盤として「Quorum」を採用しています。各技術の選定理由は以下のとおりです。

「プライベート型」DLTの内容及び選定理由

一般に、デジタル証券基盤技術はその特性に応じて大きく2種類のものに大別されます。

1つ目は「パブリック型」と呼ばれる誰でもノード（ネットワークに参加する者又は参加するコンピュータ等の端末のことをいいます。以下同じです。）としてのネットワーク参加が可能なデジタル証券基盤技術です。例として、BitcoinやEthereumのブロックチェーンが挙げられます。

2つ目は「プライベート型」と呼ばれる、単独又は許可された特定の参加者のみがノードとしてネットワーク運用を行うデジタル証券基盤技術です。

Securitize PFは国外において「パブリック型」を用いて安全にセキュリティ・トークンを扱っている実績があり、さらに「プライベート型」も選択することが可能になっています。一方、現在までの国内のセキュリティ・トークンの事例においては、顧客資産の流出防止の観点から、セキュリティ確保の蓋然性が高い「プライベート型」が選定されています。「プライベート型」の持つ以下の特性は、セキュリティリスクを極小化する観点から、より望ましい技術として本受託者は評価し、本受益権に係るDLTとして「プライベート型」を選択しています。

（イ）ネットワークにアクセス可能な者が限定可能

「パブリック型」では不特定多数の主体がネットワークにアクセスすることが可能ですが、「プライベート型」ではアクセス範囲の限定が可能です。

（ロ）トランザクションを承認し得るノードの限定・選択が可能

「パブリック型」では誰でもブロックチェーンに取り込まれるデータを承認するノードとして参加することができるため、不特定の者がネットワーク上でトランザクション（価値データを移転する記録をいいます。以下同じです。）を承認することが可能ですが、「プライベート型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを承認することができるノードとして参加するためにはネットワーク運営者の許可が必要なため、データの承認者が限定され、また特定の者を選択することも可能です。

（ハ）トランザクション作成者の特定が容易

Securitize PFでは、「パブリック型」においても、デジタル証券基盤技術上で公開されているアドレスを、その保有者の氏名・住所等の本人情報と紐づけることが可能であり、ネットワーク上でトランザクションを作成することが可能なアドレスや価値データの移転先アドレスは本人情報と紐付けられたアドレスに限定することが可能です。これにより、「パブリック型」でも安全な取引が可能になっていますが、「プライベート型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを承認できるノードの保有者が特定されているため、アクセス元を解析することで、誰がいつトランザクションを書き込んだかも含めて追跡することが可能です。

DLT基盤「Quorum」の内容及び選定理由

「Quorum」は、「ConsenSys」（本社：米国ニューヨーク州、CEO: Joseph Lubin）が開発する「プライベート型」のDLT基盤です。スマートコントラクトにEthereumと互換性があり、データの秘匿化機能を重視している点が特徴です。「Quorum」の有する以下の特徴から、「プライベート型」DLTの中でもより望ましい基盤として発行者（本受託者）は評価しています。

（イ）取引情報のプライバシー確保が容易

データ構造上、特定メンバーのみがアクセスできる範囲を必要に応じて調整することが可能となっており、容易にプライバシーを確保することが可能です。

（ロ）高い処理性能と強い整合性の担保

「Quorum」では、高い処理性能とトランザクション・ファイナリティ（処理の整合性）を担保するコンセンサス・アルゴリズム（ブロックチェーンネットワークにおける合意形成の方法）が構築されており、トランザクションの安定性を確保することが可能です。

(2) 本受益権の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームの名称、内容及び選定理由

本受益権の取得及び譲渡は、Securitize PFを利用して行います。本受益権の募集は、本受益権の募集の取扱いを行うソニー銀行株式会社（本受益権の募集の取扱いを行う当事者としてのソニー銀行株式会社を指して、以下「取扱会社」といいます。）が管理する既存のコンピュータシステム（以下「取扱会社システム」）を通じて行いますが、当該コンピュータシステムはSecuritize PFと連携しています。

・Securitize PFの内容及び選定理由

セキュリティ・トークンの取引を支える仕組みとして、投資家の権利が保全され、譲渡に際しても安定的に権利を移転でき、かつそれらの処理を効率的に実現できるプラットフォームを選択することが重要であると発行者（本受託者）は考えております。発行者（本受託者）は、以下の特徴からSecuritize PFは本受益権の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームとして適切であると評価しています。

（イ）セキュリティ・トークンのセキュアな管理

Securitize PFでは、セキュリティ・トークンを移転するために必要な秘密鍵等の情報をSecuritize PFのサーバ環境内で複層的かつ自動的に暗号化して管理しています。

Securitize PFでは、セキュリティ・トークンを移転するために必要な秘密鍵等の情報を投資家自身が保有するか、当該秘密鍵等の情報を投資家に代わって「カストディアン」が管理し、セキュリティ・トークンの譲渡に伴う処理を包括的に実行するかを選択が可能となっています。本件においては、カストディアンとしての三井住友信託銀行株式会社が本受益権に係る財産的価値の記録及び移転に必要な秘密鍵等の情報を管理し、セキュリティ・トークンをセキュアに管理します。

（ロ）取扱会社とのシステム接続による取引実現

Securitize PFは、取扱会社が投資家に対して提供する取扱会社システムと接続することから、投資家は取扱会社システムを通じてセキュリティ・トークンの取引を行うことが可能です。したがって、取扱会社が提供する取扱会社システムを通じてシームレスなセキュリティ・トークンの取引が実現され、投資家に対して高い利便性を提供することができます。

2【発行数】

該当事項はありません。

3【発行価額の総額】

1,000万米ドルを上限とします。

但し、信託財産の運用状況等によっては、募集の制限や停止を行うことがあります。

4【発行価格】

額面1,000米ドルにつき金1,000米ドル

5【給付の内容、時期及び場所】

(1) 元本について

受取時期

元本は、原則として、2027年10月18日（同日が営業日（法令に定める銀行の休日以外の日をいい、以下同じ。）でない場合には、その翌営業日とします。以下「信託期間満了予定日」といいます。）の2営業日後の日に金銭で支払います。

ただし、信託期間満了予定日において、信託貸付金の全部又は一部について回収がなされていない場合には、信託貸付金が全額弁済されるまで、又は信託貸付金の換価処分に必要な期間に応じ、本商品の信託期間が延長されるおそれがあります。また、下記「第二部 信託財産情報 第1 信託財産の状況 3 信託の仕組み （1）信託の概要 その他 （e）信託の終了について」に記載の信託終了事由に該当する場合、信託期間満了予定日に限らず信託終了し、原則として、信託終了日の2営業日後の日に信託元本を交付します。

なお、信託終了日から信託元本の交付日までの期間については、付利されません。

受取場所

取扱会社に開設された本受益者名義の米ドル普通預金口座に振込みます。

(2) 配当金について

配当金計算日

配当金は、原則として、計算期日（2027年10月18日を初回とする毎年10月18日（ただし、該当日が営業日でない場合は、その翌営業日、又は信託終了日をいいます。以下同じ。））において計算を行います。

課税上の取扱い

本信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当し、本信託から生じる配当金は利子所得として課税されます。個人の受益者の場合、20.315%（国税15.315%（復興特別所得税を含みます。））、地方税5%の税金が源泉分離課税されますので確定申告する必要はありません。また、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）は利用できません。

さらに、本信託は、実績配当型の合同運用指定金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はありません。また、少額投資非課税制度（NISA）等の適用もありません。

為替差益は、雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者で、為替差益を含めた給与所得と退職所得以外の所得が年間20万円以下であれば所得税の確定申告は不要です。為替差損は、黒字の雑所得から控除できます。

なお、課税上の取扱いは、税制改正等により将来変更される可能性があります。

計算方法

配当金の額は、原則として、以下の計算式で算出されます。

配当金の額 = 単位予定配当額 × 各受益者が保有する口数

単位予定配当額 = 1口当たりの信託元本額（ 1 ） × 予定配当率 × 配当金計算期間に対応する日数（ 2 ） ÷ 365（セント未満は切り捨てます。）

（ 1 ） 1口当たりの信託元本額は、当該計算期日にかかる計算期間の初日における1口当たりの元本の額とします。

（ 2 ） 配当金計算期間に対応する日数は、当該計算期間にかかる計算期日の直前の計算期日（同日を含みます。ただし、初回は2026年10月19日（以下「信託設定日」といいます。）（同日を含みます。）とします。）から当該計算期間にかかる計算期日（同日を含みません。）までの実日数とします。

受取時期

各計算期日の2営業日後の日に配当金を交付します。

なお、計算期日から配当金の交付日までの期間については、付利されません。

受取方法

取扱会社に開設された本受益者名義の米ドル普通預金口座に入金します。

受取場所

取扱会社に開設された本受益者名義の米ドル普通預金口座に入金します。

(3) 受益者からの申出による中途解約について

中途解約のお取り扱い

本信託は、原則として信託期間中の解約はできません。但し、特別解約事由（ 1 ）に該当し、かつ解約不能事由（ 2 ）に該当しない場合で、本受託者がやむを得ないと認めたときは、本受益者は、例外的に中途解約の請求を行うことができます。なお、信託契約について、一部を解約することはできません。

（ 1 ）特別解約事由

- （a）受益者が死亡したとき
- （b）受益者が天変地異その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- （c）受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
- （d）受益者が疾病等により生計を維持できなくなったとき
- （e）その他これらに準ずる事由があるものとして本受託者が認めるとき

（ 2 ）解約不能事由

- （a）中途解約の請求時点で、本信託が信託約款の規定に基づき管理運用している普通預金等の残高が、解約請求の金額（信託受益権の元本金額）を下回る場合
- （b）本受託者が中途解約の請求を受けてから、解約金（信託受益権の元本金額）を支払うまでの間に、本信託が信託約款の規定に基づき管理運用している普通預金等の残高が解約金（信託受益権の元本金額）を下回ることが中途解約の請求時点で見込まれる場合

解約金の計算方法

信託終了日時点における信託元本の金額を、本受益者に対する信託元本の償還として支払います。

解約金の受取時期

信託終了日以降、所定の手続き終了後に金銭で支払います。

解約金の受取場所

取扱会社に開設された本受益者名義の米ドル普通預金口座に振込みます。

(4) 信託約款の変更に伴う解約について

信託約款の変更に伴う解約

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号。その後の改正を含みます。）（以下「兼営法」といいます。）第5条に基づき本受託者が金融庁長官の認可を得て本信託の信託約款を変更しようとするときに、当該変更に異議のある委託者又は本受益者は、本受託者に対して本受益権の買取りを請求することができます（本受益者が本受託者に対して本受益権の買取請求を行った場合にも、解約手続をもってこれに替えるものとします。）。この場合、本受託者は解約手続を行うこととします（下記「第二部 信託財産情報 第1 信託財産の状況 3 信託の仕組み（1）信託の概要 その他（f）信託約款の変更及び公告の方法」をご参照ください。）。

支払金額の計算方法

信託約款の変更に伴い本信託が解約される場合の支払金額の計算式は、原則として、以下のとおりです。

支払金額 = 信託元本 + 予定分配額（ ）

- （ ）予定分配額は、本受益者が本受託者に対して本受益権の買取り請求を行った日の直後の計算期日にかかる計算期間の初日（但し、初回は信託設定日とします。）時点の信託元本額に基づき、上記「(2) 配当金について - 計算方法」記載の計算式で算出されます。

支払金額の受取時期

信託約款の変更に伴い本信託が解約される場合の支払金額は、本受益者が本受託者に対して本受益権の買取り請求を行った日の直後の計算期日の2営業日後に金銭で支払います。

課税上の取扱い及び支払金額の受取場所

配当金に関する課税上の取扱い及び支払金額の受取場所については、上記「(1) 元本について受取場所」、「(2) 配当金について 課税上の取扱い」及び「(2) 配当金について 受取場所」をご参照ください。

6【募集の方法】

本受益権については、金融商品取引法で定められる一定数（50名）以上に対する勧誘が行われるものとして、募集（金融商品取引法第2条第3項）を行います。募集の取扱いは、取扱会社としてのソニー銀行株式会社に委託します。なお、本受託者は、当該委託に伴い、取扱会社に対し、信託財産から取扱手数料（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）を支払います。

7【申込手数料】

該当事項はありません。

8【申込単位】

1口以上1口単位（1口は1,000米ドルとします。）

9【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間

2026年7月29日（水）から2026年9月28日（月）

(2) 申込取扱場所

取扱会社の以下のログイン後サイトより申込取扱いを行います。

[URL]<https://sonybank.jp/pages/ka/kaga010a/input/>

10【申込証拠金】

該当事項はありません。

11【払込期日及び払込取扱場所】

(1) 払込期日

信託金の払込期日は、2026年10月19日（月）です。

(2) 払込取扱場所

三井住友信託銀行 本店営業部

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

12【引受け等の概要】

該当事項はありません。

13【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

1 4 【その他】

(1) 本受益権の様式

本受益権について、証券は発行されず、また、通帳及び証書での取扱いはありません。

(2) 申込方法

本受益権の申込みは、原則として、名義人本人による手続が必要となります。

本受託者が本受益者に対して交付する一切の書面、報告及び通知が、取扱会社を通じて電磁的方法により提供されることについて、本受益者においてあらかじめ承諾することが必要です。また、本受益者が本受託者に対して行う申出、届出その他の通知は、本受託者が別途指定する場合を除き、原則として取扱会社を通じて電磁的方法により行うことが必要となります。

また、申込金は、2026年10月8日（木）までに取扱会社開設された受益者名義の米ドル普通預金口座から引き落としの方法により出金し、信託設定日までに本受託者が指定する口座に入金します。

本受益者の米ドル普通預金口座の残高不足により申込金の出金ができなかった場合、信託設定日において信託金の交付が行われず、信託契約が解除されたものとみなされます。

なお、出金日から信託設定日までは付利されません。予定どおり、信託設定日に信託が設定される場合、申込金は信託設定日に信託金に振り替えられます。

(3) その他申込み等に関する事項

本受益権の申込みにあたっては、取扱登録金融機関と保護預り契約を締結する必要があり、本受益者につき相続が開始した場合、本受益者の有する受益権を相続により承継した者（以下「承継先受益者」といいます。）は、本受益権の承継先受益者への承継に係る本受託者が別途指定する書面の提出を取扱登録金融機関に委託することが必要です。

なお、同一人による本受益権の申込みは最大100口までとなります。

(4) 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

(5) 申込日及び信託契約日

本受託者が所定の手続に従い取扱会社を通じて申込みの受付を完了した日が「申込日」となり、2026年10月19日が「信託契約日」となります。

(6) 追加信託

本受益権の追加発行は行われません。

第2 【内国信託社債券の募集（売出）要項】

該当事項はありません。

第二部【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

1【概況】

（1）【信託財産に係る法制度の概要】

本信託は、金銭を当初の信託財産（委託者が当初に信託する財産を「当初の信託財産」といいます。以下同じ。）とする合同運用指定金銭信託です。本受託者は、信託法（平成18年法律第108号。その後の改正を含みます。）（以下「信託法」といいます。）、信託業法（平成16年法律第154号。その後の改正を含みます。）（以下「信託業法」といいます。）、兼営法、金融商品取引法等の各種関係法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信託財産（金銭）の引受け（受託）を行っています。本受託者は、本受益権（受益債権）の保有者（本受益者）に対して、信託財産に属する財産のみをもってその履行責任を負うこととなります。なお、本受益権は、金融商品取引法第2条第3項に規定する「第一項有価証券」として、金融商品取引法の適用を受けます。

（2）【信託財産の基本的性格】

本信託は、安全性に配慮しながら、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用する、実績配当型の金銭信託です。

（3）【信託財産の沿革】

本信託の当初の信託財産たる金銭は、本受益者のために利殖することを目的として、委託者から本受託者に信託されます。

（4）【信託財産の管理体制等】

【信託財産の関係法人】

（イ）本受託者：三井住友信託銀行株式会社

本信託の受託者として、委託者から信託された信託金につき、安全性に配慮しながら、配当金の分配、信託元本の支払等を行います。

また、本受益権の管理（本受益権の秘密鍵の管理を含む）を行います。

（ロ）取扱会社：ソニー銀行株式会社

本受託者との間で2026年7月28日付で募集の取扱い等に関する契約を締結し、本受益権の募集の取扱いを行います。

また、本受益権の秘密鍵の管理を行います。

（ハ）取扱登録金融機関：ソニー銀行株式会社

本受益者との間で保護預り契約を締結し、本受益権に係る秘密鍵管理・本受益者につき相続が開始した場合の、承継先受益者への承継に係る本受託者が別途指定する書面の提出事務を行います。また、本受託者との間で、2026年7月28日付で信託事務委任契約を締結し、本受益権に係る配当金の分配及び元本償還に関する事務等を行います。

（ニ）受益者データ提供会社：Securitize Japan株式会社

本受益権の発行、譲渡及び償還を管理するSecuritize PFを提供するSecuritize Japan株式会社は、受益者データ提供会社として、本受託者との間で、2023年7月19日付でプラットフォームサービス契約（その後の変更を含みます。）を締結しており、本受託者が受益者を管理するために必要なデータ提供等を本受託者に対して行います。

【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】

- (イ) 本信託は、委託者から信託された信託金を、本信託の信託約款に基づく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用します。また、本信託は、安全性に配慮しながら、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用を行います。なお、合同運用財産の一部は、支払準備その他の必要があると本受託者が認めた場合には、有価証券に運用し、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、銀行預金、金銭信託受益権（この信託の受託者を受託者とするもの、受託者の利害関係人（信託業法第29条第2項第1号に定める利害関係人をいいます。以下同じとします。））若しくはコールローンで運用することがあります。
- (ロ) 本信託は預金とは異なります。元本及び配当金の保証はありません。また、預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。

【信託財産の管理体制】

- (イ) 受託者における管理体制について

本信託の信託財産は、信託法によって、本受託者の固有財産や、本受託者が受託する他の信託の信託財産とは分別して管理することが義務付けられています。

本受託者の信託財産の管理体制及び信託財産に関するリスク管理体制は、以下のとおりです。また、定期的に外部監査を実施します。なお、本受託者の統治に関する事項については、下記「第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報 第1 受託者の状況 1 受託者の概況 (2) 受託者の機構」をご参照ください。

- a 信託財産管理に係る重要事項、適正な管理体制の整備・確立

経営会議等で制定済の「信託財産管理に係る管理規則」「信託財産運用に係る管理規則」等に従い、本信託財産の運用管理に係る重要事項や適正な管理体制の整備・確立を行います。

- b 信託財産の管理

資産金融部は、本信託の信託約款、「信託引受に係る管理規則」「信託引受審査に係る規則」「信託財産管理に係る管理規則」「信託財産運用に係る管理規則」その他の規程類に基づき本信託の信託財産を管理します。

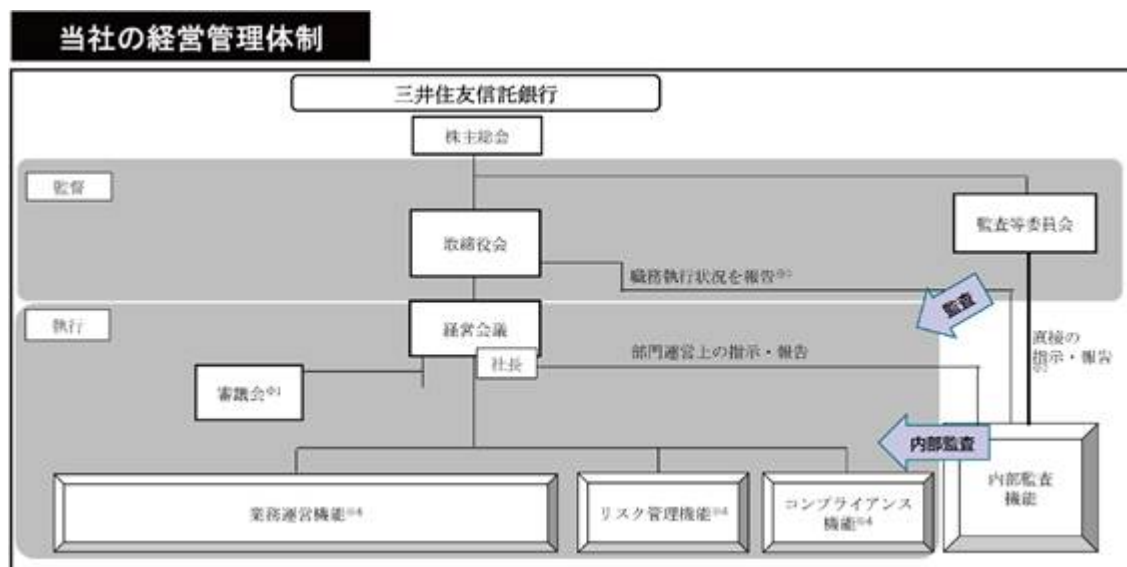
また、資産金融部は、「信託財産管理に係る管理規則」「信託財産運用に係る管理規則」等に従い、管理において問題が生じた場合には、FD・コンプライアンス統括部、資産運用企画部その他の部署（以下これらの部署を個別に又は総称して「資産運用企画部等」といいます。）へ報告します。資産金融部は、資産運用企画部等から指摘された問題等について、遅滞なく改善に向けた取組みを行います。

- c リスクモニタリング

資産金融部及び資産運用企画部等から独立した業務監査部署である内部監査部が、資産金融部及び資産運用企画部等に対し、本信託の信託財産について、諸法令、本信託の信託約款及び規程類を遵守しながら、信託目的に従って最善の管理が行われているかという観点から、法令・制度変更その他の環境変化への対応状況等の監査を実施しています。また、内部監査部は、必要に応じて、監査対象部署に対し、対応内容等を取り纏めて報告することを求めます。

d リスク管理態勢

本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置いています。本受託者のリスク管理に係る組織体制は、以下のとおりです。経営会議及び各委員会では、各リスクの状況をモニタリングするとともに、リスク管理・運営に関する重要事項を審議します。各リスクに係る管理・運営方針は、経営会議及び各委員会での審議を踏まえ、取締役会が決定します。



- 1 投融資審議会、財務審議会、受託財産運用・管理審議会、IT審議会
- 2 内部統制システムを活用した監査等委員会監査に関連する直接の指示・報告
- 3 内部監査部統括役員（執行役員）の職務執行状況を報告
- 4 商品審査協議会、コーポレートコミュニケーション協議会、人的資本協議会、リスク管理協議会、FD・コンプライアンス協議会等を協議機関として設置

2【信託財産を構成する資産の概要】

（１）【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】

本受託者は、信託法、信託業法、兼営法、金融商品取引法等の各種関連法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信託財産（金銭）の引受け（受託）を行います。

（２）【信託財産を構成する資産の内容】

本信託の当初の信託財産は、委託者から信託された金銭です。

（本信託の信託財産の運用に関する事項については、下記「３ 信託の仕組み」をご参照ください。）

（３）【信託財産を構成する資産の回収方法】

該当事項はありません。

（本信託の信託財産の運用に関する事項については、下記「３ 信託の仕組み」をご参照ください。）

3【信託の仕組み】

（１）【信託の概要】

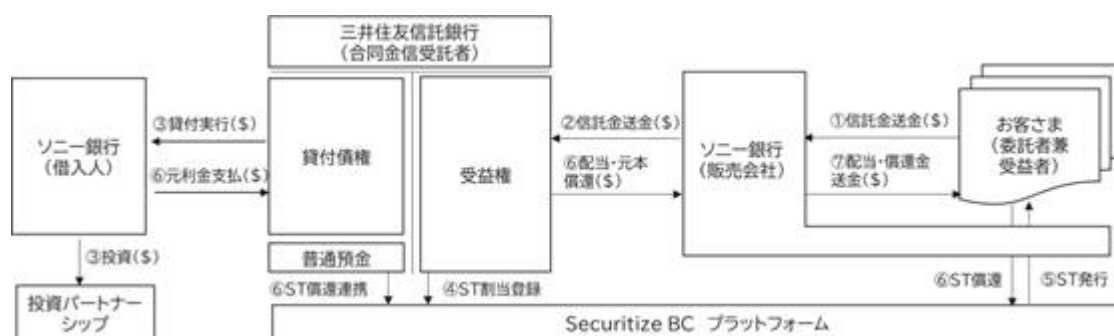
【信託の基本的仕組み】

（イ）仕組みの概要

本信託は、委託者から信託された信託金を、本信託の信託約款に基づく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用します。委託者から信託された信託金は、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用を行います。なお、合同運用財産の一部は、支払準備その他の必要があると本受託者が認めた場合には、有価証券に運用し、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、銀行預金、金銭信託受益権若しくはコールローンで運用することがあります。本信託は、運用対象であるソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金にかかる債務者であるソニー銀行株式会社から元本及び利息を受け取り、これを主な原資として本受益者に配当金の分配及び信託元本の支払を行います。

本受益権に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術並びに本受益権の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームは、Securitizeが開発するSecuritize PFです。詳細については、上記「第一部 証券情報 第1 内国信託受益権の募集（売出）要項 1 内国信託受益権の形態等（1）本受益権に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術の名称、内容及び選定理由」及び同「（2）本受益権の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームの名称、内容及び選定理由」をご参照ください。

< 本信託のスキーム図 >



資金及びセキュリティ・トークン発行償還の流れ

取扱会社は、取扱会社開設された受益者名義の米ドル普通預金口座から、信託金相当額の金銭（米ドル建）を引き落とします。

取扱会社は、本受託者に米ドル建信託金を送金します。

本受託者は、取扱会社から送金された米ドル建信託金を原資に、ソニー銀行株式会社に対して貸付を実行します。また、米ドル建信託金の一部は、本受託者の米ドル普通預金等で運用します。ソニー銀行株式会社は、当該貸付により調達した資金を、GIC Private Limited及び米ソニー・ミュージックグループ（Sony Music Group）との音楽カタログ資産の投資パートナーシップに投資します。

本受託者は、Securitizeのセキュリティ・トークンプラットフォーム上で、お客さまの本受益権の権利をセキュリティ・トークンとして登録する処理を行います。なお、登録処理には、秘密鍵と呼ばれる専用の乱数パスワードを用いますが、本受益者の秘密鍵は、デジタル証券総合取引約款に基づき取扱会社が預かり、取扱会社は本受託者との間で秘密鍵等の管理に関する事務の委託契約を締結することで、本受託者が委託契約の範囲において本受益者の秘密鍵の管理を行います。なお、秘密鍵の預託及び管理の委託に伴い本受益者が負担する費用はありません。

本受益者は、Securitizeのセキュリティ・トークンプラットフォームから発行された本受益権（セキュリティ・トークン）を取得します。なお、本受益者は、ソニー銀行のログイン後ウェブサイトページを通じて、本受益権の保有状況をご確認いただけます。

本受託者は、信託貸付金の利息及び元金（米ドル建）及び普通預金の利息及び元金（米ドル建）等を原資に、本受益者に対する本受益権の配当金及び元本償還金相当額（米ドル建）を取扱会社へ送金します。これに伴い、本受益者のセキュリティ・トークンは、Securitizeのセキュリティ・トークンプラットフォーム上で、償還処理が行われます。

取扱会社は、本受託者から送金された資金（米ドル建）を、本受益者の米ドル普通預金口座へ送金します。

（ロ）音楽カタログ資産について

音楽カタログ資産とは、過去に制作・公開された楽曲に紐づくさまざまな著作権を指します。主にソングライター（作詞家・作曲家）が生み出す歌詞やメロディーに紐づく出版権、アーティスト（シンガーなど）が生み出す歌が録音された原盤（録音物）に紐づく原盤権などがあります。これらの権利からは、音楽配信やストリーミング、放送、広告利用などを通じて著作権の使用料（ロイヤリティー収入）が発生するため、近年では、こうしたロイヤリティー収入が長期的な視点で安定した価値創出を目指す投資対象として注目されています。

お客様の米ドル建信託金を原資とする信託貸付金により音楽カタログ資産の投資パートナーシップに対する投資が行われることから、お客様は本商品の購入を通して、間接的に世界中のさまざまなアーティストを応援することができます。なお、本商品は、お客様の米ドル建信託金を、ソニー銀行向けの米ドル建貸付などで運用する合同運用指定金銭信託の信託受益権であり、音楽著作権や音楽カタログ資産を直接保有・運用する商品ではありません。

（ハ）ソニー銀行

本信託の運用対象である米ドル建信託貸付金は、受託者としての三井住友信託銀行株式会社を貸付人、ソニー銀行株式会社を借入人として、2026年10月19日に締結される、当初信託金額から余資運用に充当する一定の額を差し引いた金額を貸付金額とし、最終返済期日を2027年10月18日とする金銭消費貸借契約に基づく金銭債権です。借入人は、貸付人に対して、利息計算期日において、利息計算期間（利息計算期日（同日を含みます。）から直後の利息計算期日（同日を含みません。）までの期間をいいます。）における利息を支払うこと、及び、借入人は、貸付人に対して、最終返済期日において、貸付元本の返済を一括して支払うことが合意されています。

本信託の運用対象である信託貸付金の債務者であるソニー銀行株式会社の詳細は以下のとおりです。

a 債務者の名称等

(a) 名称

ソニー銀行株式会社

(b) 組織形態

株式会社

(c) 沿革

ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）

2001年	1月	- 金融庁に銀行免許の予備審査申請を提出 - 銀行免許の予備審査終了
	3月	

ソニー銀行株式会社

2001年	4月	- ソニー銀行株式会社を設立（東京・港区） - 内閣総理大臣より銀行業の営業免許を取得 - 営業開始、サービスサイト「MONEYKit」オープン - 取り扱い商品は円普通預金、円定期預金、投資信託、カードローン - 三井住友銀行のATMと接続開始 - 外貨預金の取り扱い開始 - スタンダード&プアーズ（S&P）より格付けを取得 「MONEYKit-PostPet」のサービス開始
	6月	
	9月	
	12月	
2002年	1月	- 全国郵便局（現：ゆうちょ銀行）のATMと接続開始 - 住宅ローンの取り扱い開始 - ソニー生命を引受保険会社とする団体信用生命保険の取り扱い開始
	3月	
	6月	
2003年	12月	東京三菱銀行（現：三菱UFJ銀行）のATMと接続開始
2004年	4月	- ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）設立 - ソニー生命、ソニー損保とともに、ソニーフィナンシャルグループの一員となる 100億円の増資実施（資本金237.5億円） - ソニー損保のソニー銀行住宅ローン専用火災保険の販売開始 - ソニー生命のライフプランナーによるソニー銀行住宅ローンの取り次ぎ業務開始
	6月	
	10月	
	12月	
2005年	3月	- 本社移転（東京・港区） - UFJ銀行（現：三菱UFJ銀行）のATMと接続開始 - 株主構成の一部変更 - クレジットカードの取り扱い開始 - マネックス証券との提携により、金融商品仲介業務を開始
	8月	
	9月	
	12月	
2006年	2月	25億円の増資実施（資本金250億円） - モバイルバンキングのサービス開始 - カスタマーセンターをフリーダイヤル化 - セブン銀行ATMと接続開始
	6月	
	12月	
2007年	4月	- ソニー生命を引き受け保険会社とする住宅ローン3大疾病保障特約付団体信用生命保険の取り扱い開始 - インターネット専業の証券子会社「ソニーバンク証券」を設立 - ソニーバンク証券との金融商品仲介サービス開始 - ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）が東証一部に上場
	6月	
	10月	

2008年	1月 3月 4月 5月 10月 11月	● ソニー生命がソニー銀行代理業務を開始 ● ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）の完全子会社となる ● 環境ISO（ISO14001）の認証を取得 ● グリーン電力証書システムを導入 ● 60億円の増資実施（資本金280億円） ● 外国為替証拠金取引の取り扱い開始 ● 日本格付研究所（JCR）より格付けを取得 ● ローソンATM（現：ローソン銀行ATM）と接続開始 ● イーネットATMと接続開始 ● 60億円の増資実施（資本金310億円）
2009年	7月 10月	● 本社移転（東京・千代田区） ● シンジケート・ローン業務へ参入
2010年	6月	● 初の来店型相談窓口「住宅ローンプラザ」オープン
2011年	6月 7月 8月	● 開業10周年を迎える ● スマートリンクネットワーク（現：ソニーペイメントサービス株式会社）を子会社化 ● 住宅ローン新商品「変動セレクト住宅ローン」の取り扱いを開始 ● スマートフォンサイトを開設
2012年	7月 8月	● ワンタイムパスワードを導入 ● ソニーバンク証券の全株式をマネックスグループへ譲渡
2013年	1月 4月	● マネックス証券との新たな金融商品仲介サービスを開始 ● J-クレジット制度の活用を開始
2014年	2月 8月	● 新「ソニーカード」の取り扱い開始 ● イオン銀行ATMと接続開始
2015年	4月 7月	● スマートリンクネットワークが社名を「ソニーペイメントサービス」に変更 ● 新カードローンの取り扱い開始
2016年	1月 4月 6月 10月	● Visaデビット付きキャッシュカード Sony Bank WALLET の取り扱い開始 ● Sony Bank WALLET アプリの提供開始 ● 開業15周年を迎える ● 外貨建て投資信託の取り扱い開始
2017年	1月 3月 8月 10月 12月	● 優遇プログラム「Club S」開始 ● Sony Bank WALLET / PlayStation®デザインの発行開始 ● 国内銀行初の投資型クラウドファンディング事業「Sony Bank GATE」開始 ● タカシマヤプラチナデビットカードの発行開始 ● 本社移転（東京都・千代田区） ● 自動資産運用サービス WealthNavi for ソニー銀行の提供開始
2018年	5月 7月 8月 10月	● 住宅ローンの仮審査において独自に開発したAI（人工知能）を活用した自動審査の運用を開始 ● セット定期プログラムの取り扱い開始 ● 住宅ローンでがんに対応した団体信用生命保険の取り扱い開始 ● 住宅ローン新商品「固定セレクト住宅ローン」の取り扱い開始

2019年	2月 6月 9月 10月 11月	● ソニー銀行アプリの提供開始 ● 住宅ローン「電子契約サービス」の取り扱い開始 ● ANAマイレージクラブ / Sony Bank WALLET の取り扱い開始 ● ゆうちょ銀行への住宅ローン媒介業務の委託を開始 ● Sony Bank WALLET の Google Pay™への対応開始 ● ANAマイル付き外貨定期預金の取り扱い開始
2020年	2月 3月 6月 8月 9月 10月	● ITフリーランスを対象とした住宅ローン商品の提供開始 ● English online banking の提供開始 ● iDeCo（個人型確定拠出年金）の取り扱い開始 ● オリックス銀行による住宅ローンの取り扱い開始 ● ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）、東京証券取引所市場第一部上場廃止 ● ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）がソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（現：ソニーフィナンシャルグループ株式会社）を完全子会社化 ● オリックス銀行が提供する遺言代用信託「家族ヘツナグ信託」の取り扱い開始 ● CONSULTING PLAZAでのオンライン相談の全国対応開始
2021年	2月 4月 6月 10月	● 100億円の増資実施（資本金360億円） ● eKYCを活用した「スマホ口座開設」の取り扱い開始 ● 開業20周年を迎える ● 50億円の増資実施（資本金385億円） ● マネックス・アセットマネジメントの投資一任運用サービス「ON COMPASS+」の提供開始
2022年	2月 5月 10月	● 「子ども応援プログラム」の取り扱い開始 ● 環境配慮型住宅への住宅ローン特別金利の提供開始 ● 省エネルギー性に優れた建物を対象とした住宅ローンに充当するグリーンボンドの発行 ● 千葉銀行と業務提携に関する基本合意書締結
2023年	2月 5月 7月	● ソニー損保とソニー銀行による商品・サービスの相互取り扱い開始 ● 住宅ローン ペアローン・担保提供の対象者拡大 ● ブロックチェーン技術を活用した新商品「デジタル証券」の取り扱い開始
2024年	1月 2月 3月 4月 7月 8月 9月 10月	● ソニーペイメントサービスの一部株式の譲渡 ● サステナビリティ・リンク・ボンドの発行 ● 「デジタル証券」の第2号案件となる米ドル建グリーンファイナンスセキュリティ・トークンの募集の取扱開始 ● ステープルコイン発行に向けた実証実験の検討開始 ● web3 エンタテインメント領域向けアプリ「Sony Bank CONNECT」をリリース ● 住宅ローンにおける「登記書類のオンライン・ペーパーレス化対応」を開始 ● 顧客対応業務での生成AIの活用開始 ● ファイナンシャルアライアンスへの住宅ローン媒介業務の委託開始

2025年	1月	● 西日本ローン事業部の営業開始 ● 手話・筆談サービスの提供開始
	3月	● Sony Bank WALLET のApple Pay対応開始
	5月	● 新勘定系システムの稼働開始 ● ファミリーデビットカードの取扱開始
	6月	● web3関連事業の子会社設立 ● 2025年オリコン顧客満足度調査「ネット銀行」「外貨預金」にて総合1位を獲得

(d) 事業の内容

銀行業務及び金融商品取引業務

(e) 営業の概況

下記「第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報 第3 その他関係法人の概況 取扱会社」をご参照ください。

b 債務者に係る債権への集中の状況

ソニー銀行株式会社は、本信託の主たる信託財産であるソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金の唯一の債務者です。

c 債権の内容

上記のとおりです。

【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】

(イ) 運用の基本方針について

本信託は、委託者から信託された信託金を、本信託の信託約款にもとづく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用します。委託者から信託された信託金は、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用を行います。なお、合同運用財産の一部は、支払準備その他の必要があると本受託者が認めた場合には、有価証券に運用し、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、銀行預金、金銭信託受益権若しくはコールローンで運用することがあります。

（ロ）運用対象及び方法

- a 本受託者は、合同運用財産を、安全性に配慮しながら、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用します。
- b 本受託者は、支払準備その他の必要があると本受託者が認めた場合には、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用される金銭以外の合同運用財産に属する金銭を、有価証券に運用し、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、銀行預金、金銭信託受益権若しくはコールローンで運用するものとします。なお、本受託者は、必要があると本受託者が認めた場合で、かつ、本受益者の保護に支障を生じることがないと認められる場合には、合同運用財産を本受託者への預金又は本受託者の銀行勘定に対する貸付にて運用することができるものとし、この場合、本受託者が店頭に表示する普通預金利率によるものとし、但し、本受託者の別段預金への運用を行う場合には、付利は行いません。
- c 本受託者は、合同運用財産に属する信託貸付金について次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、信託貸付金の全部又は一部の譲渡を行うことがあります。この場合、当該行為により生じた損害について本受託者は責任を負いません。
- 本信託の信託約款の適用される全ての信託契約が終了したとき
信託貸付金の借入人が信託貸付金について期限の利益を喪失したとき
信託貸付金の借入人による信託貸付金の元本又は利息の支払いが遅延したとき
その他本受託者が信託貸付金について債権保全を必要とする相当の事由が生じたと認めるとき
- d 本受託者は信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ、本受益者の保護に支障を生じることがないと認められる場合には、上記bに記載の取引を本受託者の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、本受託者が当該第三者の代理人となって取引を行う場合を含みます。）、本受託者の利害関係人、又は本受託者の他の信託財産との間で、行うことができます。

（ハ）決算日における損益分配の基準

各計算期日の2営業日後の日（以下「分配金支払日」といいます。）において、合同運用財産収益勘定に属する金銭は、次の順位及び方法により処理します。

弁済期の到来した租税を支払います。

弁済期日の到来した諸経費（取扱会社に支払う信託受益権の募集の取扱い等の委託に係る手数料、信託事務委任手数料等を含み、信託報酬は含みません。以下同じとします。）を支払います。

当該分配金支払日に対応する計算期間における信託報酬として、信託約款に定める信託報酬を支払います。

各受益者に対して、繰延収益分配額（もしあれば）に満つるまで、繰延対象計算期間の収益金の分配として支払います。なお、繰延対象計算期間を異にする繰延収益分配額が複数ある場合には、繰延対象計算期間の前後によって順位をつけるものとし、繰延対象計算期間が前のものから順に支払います。

各受益者に対して、当該分配金支払日に対応する計算期間における収益金の分配として、以下に定める算式により計算される収益金の予定分配額を支払います。

（算式）

各受益者に対する収益金の予定分配額：単位予定配当額×各受益者が保有する口数

（単位予定配当額）

当該分配金支払日に対応する計算期間の初日における一口当たりの信託元本額×予定配当率×当該計算期間に係る計算期日の直前の計算期日（同日を含みます。但し、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から当該計算期間に係る計算期日（同日を含みません。）までの実日数÷365日（セント未満は切り捨てます）

残額につき、追加信託報酬として支払います（但し、下記「 その他 （e）信託の終了について 1）」の但書に記載の事由に該当する場合には、合同運用財産元本勘定に振替えます。）。

（二）管理体制について

本信託の信託財産の管理体制に関する事項については、上記「 1 概況 （4）信託財産の管理体制等 信託財産の管理体制」をご参照ください。

（ホ）信託業務の委託について

- 1) 本受託者は、本信託に係る信託業務の一部について、第三者（本受託者の利害関係人を含みます。）に委託することがあります。
- 2) 本受託者は、上記1)に定める委託をするときは、次に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
 - a) 委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと
 - b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - c) 委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 3) 本受託者は、上記1)に定める本受託者の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和57年大蔵省令第16号。その後の改正を含みます。）（以下「兼営法施行規則」といいます。）第23条第3項の定めにより行うことができます。
- 4) 上記1)ないし3)にかかわらず、本受託者は以下の業務を、本受託者が適当と認める者（本受託者の利害関係人を含み、この場合、兼営法施行規則第23条第3項の定めによります。）に委託することができるものとします。
 - a) 信託財産の保存にかかる業務
 - b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
 - c) 本受託者（本受託者から指図の権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により委託先が行う業務
 - d) 本受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【委託者の義務に関する事項】

（イ）取扱会社での普通預金口座維持義務

委託者は、本受益権を保有する間は、取扱会社において開設した円普通預金口座及び米ドル普通預金口座を解約しないものとします。

（ロ）届出事項

次に掲げる場合には、委託者、その相続人又は本受益者は、直ちに取扱登録金融機関を通じて本受託者に通知のうえ本受託者所定の手続をとることが必要となります。当該手続の前に生じた損害について、本受託者は責任を負いません。

- a 取引報告書を喪失し再発行が必要なとき。
- b 委託者、本受益者、代理人又は同意者若しくはそれらの代表者について、住所、氏名、名称その他届出事項に変更が生じたとき。
- c 委託者、本受益者、代理人又は同意者が死亡したとき、若しくはその行為能力に変動があったとき。

【その他】

(a) 元本償還・配当交付について

元本償還及び配当の支払手続については、事務取扱要領に従うものとされています。なお、本書の日付現在、事務取扱要領においては、以下の手続が規定される予定です。

本受託者は、配当償還支払日7営業日前の日におけるSecuritize PF上の記録に基づき、本受益者に対する本受益権の配当金及び元本償還金相当額の支払いのためのデータ（以下「償還・配当支払データ」といいます。）を作成します。本受託者は、配当償還支払日に償還・配当支払データに基づき償還金及び配当金の合計額を取扱登録金融機関の口座に入金します。取扱登録金融機関は、本受託者から送付を受けていた償還・配当支払データに基づき、配当償還支払日に、償還金及び配当金を受益者の口座に入金します。

(b) 信託期間について

信託期間は、原則として1年です。但し、本信託の信託期間満了予定日において、信託貸付金が全額回収されず残存している場合、信託貸付金の全額弁済が行われる、又は信託貸付金の売却処分に必要な期間に応じて、本信託の信託期間が延長される可能性があります。なお、本信託に係る信託契約は、原則として中途解約はできません。また、本受益者の請求による中途解約等により信託期間満了予定日と異なる日が信託終了日となることがあります。

(c) 費用について

本受益者が本信託の申込みから本信託の終了までの間に直接又は間接的に負担する費用は、次のとおりです。なお、これらの費用の総額については、本受益者の申込時点では確定しないため表示できません。

1) 直接負担する費用

- a) 申込手数料：なし。
- b) 中途解約手数料：なし。
- c) 残高証明書発行手数料：本受益者において指定日付時点の残高証明書の発行を希望する場合、1通に対して所定の手数料がかかります。

2) 間接的に負担する費用

a) 信託報酬

信託報酬は、信託財産の中から収受します。各計算期間の信託報酬は、各計算期日における信託元本の額に対して0.14%（年率）を乗じ、直前の計算期日（同日を含みます。但し、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から各計算期日（同日を含みません。）までの実日数を乗じ、365で除す方法により計算した金額（セント未満は切り捨てます。）となります。また、本信託内に残余収益がある場合、当該残余収益は信託報酬として受領します（但し、信託期間が延長される場合には、合同運用財産元本勘定に振替えます。）。

b) 本信託の募集取扱手数料

本受託者は、信託財産の中から取扱会社に対して、本信託の募集の取扱いにかかる手数料を支払います。各計算期日における募集の取扱いにかかる手数料は、各計算期間の初日における信託元本の額に対して1.238%（年率）を乗じ、直前の計算期日（同日を含みます。ただし、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から各計算期日（同日を含みません。）までの実日数を乗じ365で除す方法により計算した金額（税込）（セント未満は切り捨てます。）となります。

c) 本信託の信託事務委任手数料

本受託者は、信託財産の中から取扱会社に対して、本信託の信託事務委任にかかる手数料を支払います。各計算期間の信託事務委任にかかる手数料は、各計算期間の初日における信託元本の額に対して0.016%（年率）を乗じ、直前の計算期日（同日を含みます。但し、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から各計算期日（同日を含みません。）までの実日数を乗じ、365で除す方法により計算した金額（税込）（セント未満は切り捨てます。）となります。

d) その他の信託財産にかかる費用

信託事務の処理に必要な費用（租税公課を含みます。）を、信託財産の中から支払います。当該費用は、発生時まで確定しないため表示できません。

(d) 受益者からの申出による中途解約の取扱い

本信託は、原則として信託期間中の解約はできません。但し、特別解約事由に該当し、かつ解約不能事由に該当しない場合で、本受託者がやむを得ないと認めたときは、本受益者は、例外的に中途解約の請求を行うことができます。その場合、本受益者は、取扱会社の求めに応じ、特別解約事由を証する書面を提出する必要があります。なお、本信託の信託約款について、一部を解約することはできません。

(e) 信託の終了について

本信託は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、それぞれ1) から7) に定める日（同日が営業日でない場合には、その翌営業日とします。）に終了します。

- 1) 信託期間満了予定日が到来した場合には、当該日。但し、同日において信託貸付金の全部又は一部について回収がなされていない場合には、信託期間満了予定日後に、() 信託貸付金が全額弁済される日、又は、() 信託貸付金の全部の換価処分が完了する日のいずれか早く到来した日
- 2) 信託期間満了予定日が到来する前に、信託貸付金が全額弁済された場合、又は、信託貸付金の全部の換価処分回収又は譲渡（上記1）に定める場合を除きます。）がなされた場合には、当該日
- 3) 以下のいずれかに該当し、取引を継続することが不適切である場合に、本受託者による解約がされる場合には当該日

委託者又は本受益者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当する場合。

委託者又は本受益者が、次の(1)ないし(5)のいずれかに該当する場合。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

委託者又は本受益者が、自ら又は第三者を利用して次の(1)ないし(5)のいずれかに該当する行為をした場合。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いて本受託者の信用を棄損し、又は本受託者の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合。

- 4) 上記(d)に定める本受益者からの申出による全部解約が終了される場合には当該日
- 5) 委託者が信託設定日までに金銭の交付を行わないことにより解除されたとみなされる場合には当該日
- 6) 本受益者が本受託者に対して本受益権の買取り請求した場合には当該買取りの請求があった日の直後の計算期日
- 7) 本受託者が、経済情勢の変化その他相当の事由により信託目的の達成又は信託事務の遂行が不可能又は著しく困難であると認めた場合には、当該事由が発生した日
- 8) その他法令に基づき終了する場合には当該日

(f) 信託約款の変更及び公告の方法

本信託は、兼営法第5条に規定される「定型的信託契約約款」による信託に該当しますので、本信託の信託約款の変更については以下のとおりとなります。

- 1) 本受託者は、本信託の信託約款の変更の内容が(i)本受益者の一般の利益に適合し、又は(ii)信託契約の目的に反せず、かつ、当該変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合には、本受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示によって、本信託の信託約款を変更できるものとします（信託法第103条第1項各号に掲げる事項に係る変更は含まれません。）。この場合において、本受託者は、本受益者への通知、インターネット上での周知その他の一般に周知方法として適切な手段と考えられる方法によりあらかじめ当該変更を本受益者に周知し、1ヶ月以上の期間を置いた上で当該変更を実施するものとします。
- 2) 本受託者は、上記1)に定める方法による他、委託者及び本受益者の全ての同意を得る方法により、この信託約款を変更できるものとします。
- 3) 本受託者は、上記1)及び2)に定める方法に加え、本3)ないし6)に掲げる方法に従い、本信託の信託約款を変更できるものとします。この場合において、本受託者は、兼営法第5条の定めに従って公告の手続をとるとともに、変更する内容、時期等について本受益者に通知します。
- 4) 本受益者は、前項の公告に定めた期間（1ヶ月以上の期間とします。）内に限り、本信託の信託約款の変更について異議を述べることができます。
- 5) 上記4)の本信託の信託約款の変更に異議のある委託者又は本受益者は、本受託者に対して本受益権の買取りを請求することができます。この場合、本受託者は解約手続を行うこととしますが、その解約は、当該買取りの請求があった日の直後の計算期日をもって行います。
- 6) 委託者及び本受益者が上記4)の期間内に異議を述べなかった場合には、この信託約款の変更を承諾したものとみなします。
- 7) 本信託の信託約款は、本受託者の承諾なく上記1)ないし5)に掲げる以外の方法による変更はできません。

（g）本受託者が対象事業者となっている認定投資者保護団体
ございません。

（h）本受託者が契約している指定紛争解決機関
一般社団法人信託協会
連絡先 信託相談所
電話番号 0120-817-335 又は 03-6206-3988

（２）【受益権】

本受益者は、本信託の信託約款に基づき、元本及び配当金を受領する権利を有します。

但し、元本の補てん及び配当金の保証はなく、本受託者は合同運用財産に属する財産のみをもって履行するものとします。

本受益者が受け取る元本及び配当金の内容は、上記「第一部 証券情報 第１ 内国信託受益権の募集（売出）要項 ５ 給付の内容、時期及び場所」に記載したとおりです。なお、詳細については、本信託の信託約款をご参照ください。

（３）【内国信託受益権の取得者の権利】

上記「（２）受益権」に記載のとおりです。なお、詳細については、本信託の信託約款をご参照ください。

4【信託財産を構成する資産の状況】

（１）【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】

該当事項はありません。

（２）【損失及び延滞の状況】

該当事項はありません。

（３）【収益状況の推移】

該当事項はありません。

5【投資リスク】

(1) リスク要因

以下には、本受益権への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本受益権への投資に関する全てのリスク要因を網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。これらのリスクが顕在化した場合、本受益権への投資者は、当初予定されていたとおりの配当金が受け取れない、又は元本に損失が生じる可能性があります。

各投資者は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で本受益権に関する投資判断を行う必要があります。

なお、本書に記載の事項には、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載のない限り、これらの事項は本書の日付現在における本受託者の判断によるものです。

本信託の運用財産に関するリスク

本信託は、委託者から信託された信託金を、本信託の信託約款に基づく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用します。また、本信託は、安全性に配慮しながら、ソニー銀行株式会社向けの米ドル建信託貸付金等で運用を行います。本信託は、信託財産として当該信託貸付金等を保有することが見込まれています。本信託は、経済的には、信託財産を直接所有している場合とほぼ同様の利益状況に置かれますので、本受益権に対する投資に関しては、以下の信託財産に関するリスクが存在します。

(イ) 信用リスク

- ・本受益権は、以下の場合に元本が毀損し、又は、配当金が予定配当率に基づき計算された金額を下回るおそれがあります。

a ソニー銀行株式会社の信用リスク

本信託の運用先であるソニー銀行株式会社に法的倒産手続き等が発生した場合

b 三井住友信託銀行（銀行勘定）の信用リスク

本信託について、合同運用財産の余資運用先である米ドル普通預金等における運用先である三井住友信託銀行（銀行勘定）に法的倒産手続き等が発生した場合

本受益権に関するリスク

(イ) 本受益権の流動性・譲渡制限に関するリスク

- ・本受益権は、受益者につき相続が開始した場合を除き、いかなる場合でも譲渡、質入、譲渡担保その他の担保提供等（譲渡等）の処分をすることはできません。
- ・また、本信託は、特別解約事由に該当し、かつ解約不能事由に該当しない場合で、本受託者がやむを得ないと認めた場合を除き、受益者は、中途解約の請求を行うことはできません。したがって、本受益者は、本受益権を希望する時期に償還することはできません。
- ・本信託の運用対象である信託貸付金が弁済されずに、信託貸付金の売却処分代金により本商品の元本償還が行われる場合、本商品及び信託貸付金の流通市場がないため、買い手が限定され、売却できないことがあり、売却価格や売却時期に影響を及ぼすおそれがあります。
- ・本受託者は、信託約款第26条第5項に基づき、信託契約の変更に異議がある本受益者から買取請求を受けた場合を除き、いかなる場合であっても本信託の運用対象である信託受益権を買取る義務を負いません。

(ロ) 本受益権の信託配当及び元本償還に関するリスク

- ・本受益権について、信託配当及び元本償還は保証されません。本信託の運用財産である信託貸付金の利払い及び元本返済の金額が減少した場合には、本受益権の信託配当及び元本償還が減少又は行われないことがあります。

（八）信託期間延長リスク

- ・信託期間満了予定日において、ソニー銀行株式会社が債務の履行を行わなかった場合には、ソニー銀行株式会社からの信託貸付金の回収又は売却処分に必要な期間まで、本受益権の信託期間が延長されるおそれがあります。この場合、信託貸付金の処分価格によっては、本受益権について、元本が毀損し、又は、配当金が予定配当率に基づき計算された金額を下回るおそれがあります。

セキュリティ・トークンに関するリスク

- ・本受益権の売買その他の取引にあたっては、Securitizeが運営、管理するブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムが用いられており、かつ、本受益権はブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズム（ブロックチェーンネットワークにおける合意形成の方法）を用いて、権利の移転や記録の管理が行われるため、サイバー攻撃により不正アクセスが行われた場合等には、本受益権に係る情報が流出し、又は本受益権に係る記録が改ざんされ若しくは消滅する可能性があります。その結果、本受益権の実体法上の権利関係と記録に乖離が生じ、技術的な理由によりブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズムにおける本受益権に係る記録を改ざん等が発生する前の時点の記録に戻すことが困難となるおそれがあります。かかる場合には、実体法上の権利者に対する本受益権の信託配当及び元本償還が行われなくなる、実体法上の権利者が本受益権を譲渡することができなくなる、又は本受益権の譲渡に係る記録ができなくなること等により、損害を被る可能性があります。
- ・その他上記以外の原因により本受益権の記録の管理に用いるブロックチェーンネットワーク若しくは受益権を管理する本受託者が管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合又は取扱金融商品取引業者のシステム障害等により、権利の移転や記録の管理をSecuritizeが運営、管理するブロックチェーンネットワーク又は本受託者が管理するシステムに通常どおり連携できなくなった場合には、本受益権の信託配当及び元本償還、譲渡及び譲渡に係る記録等に大幅な遅延が生じ、又はこれらができなくなり、損害を被る可能性があります。
- ・本受益権の権利の帰属に係る記録の管理はブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムを通じて行われることから、本商品の所有者の情報は情報システム上登録されます。当該情報は本受託者及び本受託者が業務を委託するソニー銀行株式会社によって適切に管理される予定ですが、サイバー攻撃により不正アクセスが行われ、当該情報の漏洩や不正利用等の事態が生じるおそれがあります。
- ・本受益権は、Securitize PF上に記録されます。したがって、Securitize PFが本受託者の期待どおりに利用できない場合又はSecuritize PFからの提供データに何らかの事由により誤りがあった場合、本受益権等の保有、譲渡や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。また、Securitize PFは、Securitizeによって運営及び管理され、また、Securitize PFにおいて本受益権を表示する財産的価値（トークン）の記録及び移転に係るトランザクションを承認するノードは、Securitizeのみが保有します。そのため、Securitizeが管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合又はその信用状況等が悪化し本受託者の期待どおりに業務を行うことができない場合等は、本受益権の保有、譲渡や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。

円換算に関するリスク

- ・本商品は、委託者から信託された米ドル建金銭を、米ドル建で運用し元本償還金及び配当金を米ドル建でお支払いしますが、当該元本償還金及び配当金をその後円換算する場合、外国為替相場の変動により、当初信託時の米ドル建信託金の円換算額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）おそれがあります。

その他のリスク

- ・将来、本受益権にかかる法制度や課税制度の変更等が行われた場合、本受益権の元本が毀損し、又は、配当額が予定配当率に基づき計算された金額に不足するおそれがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

受託者、取扱登録金融機関及びSecuritizeのリスク管理体制

(イ) サイバー攻撃等による記録の改ざん・消滅に対する管理体制

- ・上記「(1) リスク要因 セキュリティ・トークンに関するリスク」に記載のサイバー攻撃等による本受益権の記録の改ざんや消滅の原因、これらに対する低減策及び万が一が一意図しない移転が生じた場合の対応は以下のとおりです。

a 記録の改ざん・消滅が生じ得る原因

本受益権の記録の改ざん・消滅を生じさせるには、「トランザクションに署名するための秘密鍵」が必要です。秘密鍵については、外部犯によるシステムへの不正侵入による奪取のほか、内部犯による悪意やなりすましによる不正利用の可能性があります。また、「システムの想定外の作動」によることも考えられます。

b 記録の改ざん・消滅に対する低減策

「秘密鍵の保全」としては、受益者からの委託により秘密鍵の管理を行う当社が、Securitize PFの提供するセキュリティ・トークンを移転するために必要な秘密鍵を外部からアクセス不可な状態で管理する機能を用いて、外部犯による奪取や内部犯による不正利用を防止します。Securitize PFにおいて、当社が使用する機能についても、そのセキュリティ対策の十分性について、外部の専門家による技術的な検証・評価を実施しています。

「システムの想定外の作動」に対しては、システムを提供するSecuritizeが、所定のルールに基づき、想定シナリオの網羅的な実行可能性を予め確認する業務サイクルテストの実施といったシステムトラブルの未然防止策を講じています。

c 記録の改ざん・消滅が生じた場合の対応

本受益権の記録の改ざん・消滅が生じた際は、本受益権の管理者である、本受託者としての三井住友信託銀行株式会社が、その管理するシステム上の記録内容（権利情報）を本来の正しい状態に復旧します。

具体的には、「強制移転機能」を実行します。本機能により、本受益権の記録の改ざん・消滅に係る情報を強制的に取り消す形の処理を実行することで、あるべき姿に復旧することを可能としています。

従って、本受託者は、本受益権の記録の改ざん・消滅が生じたとしても、システムを復旧することで顧客資産の流出を防ぐことが可能と考えています。

(ロ) システム障害に対する管理体制

- ・本受託者の免責条項に該当しないシステム障害が生じた場合には、Securitizeが本受託者に当該システム障害発生の連絡を行い、本受託者とともに受益者保護の観点での対応策を検討・実行します。

なお、信託財産の管理体制については、上記「1 概況 (4) 信託財産の管理体制等」をご参照ください。

第2【信託財産の経理状況】

本信託財産の第1期の信託計算期間は、信託設定日（同日を含みます。）から2027年10月18日（同日を含みます。）までです。本書の日付現在、本信託財産は、第1期の信託計算期間を終了していませんので、第1期に関する財務諸表は作成されていません。従って、該当事項はありません。

本信託財産の第2期以後の信託計算期間については、各計算期日の翌日（同日を含みます。）から、その後に最初に到来する計算期日（同日を含みます。）までの期間を信託計算期間とします。

本信託財産の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）に基づいて作成されます。

1 【貸借対照表】

該当事項はありません。

2 【損益計算書】

該当事項はありません。

第3【証券事務の概要】

1 名義書換の手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

本受益権は、本受託者の指定するシステムであるSecuritize PF上で管理されます。そのため、本受益者となる者は、取扱登録金融機関と本受益権に係る保護預り契約を締結する必要があります。

< 受益権の譲渡手続 >

本受益者は、いかなる場合でも、本受益権について、譲渡、質入、譲渡担保その他の担保提供等の処分を行うことはできません。

なお、本受益権の譲渡は、当該本受益権の譲渡に係る本受託者の承諾が行われた場合に限り、「Securitize PF」上に作成される、受益権に関する残高及び譲渡等に係る情報を電磁的に記録したデータ（以下「データベース」といいます。）への記録によって行われます。具体的には、本受益権を譲渡しようとする本受益者（以下「譲渡希望受益者」といいます。）は、当該本受益権の譲渡を受けようとする者（以下「譲受希望受益者」といいます。）と共同で、取扱登録金融機関を通じて、本受託者に対して受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書を提出することにより、データベース上の自己名義の本受益権の残高の減算に必要な手続（以下「譲渡手続」といいます。）を行うことができます。譲渡手続が行われ、本受託者が当該本受益権の譲渡を承諾した場合には、譲渡希望受益者が譲渡を希望した受益権口数相当分について、データベース上で譲渡希望受益者名義の本受益権の残高の減算が行われ、同口数相当分について譲受希望受益者名義の本受益権の残高の加算が行われるものとし、これにより譲渡希望受益者から譲受希望受益者へ本受益権の譲渡の効力が発生するものとします。但し、本受託者は、当該本受益権の譲渡の承諾について原則として行わないものとします。

もっとも、本受益者につき相続が開始した場合、当該本受益者の有する受益権を相続により承継した者は、遺産分割協議その他の相続に係る所定の手続完了後、取扱登録金融機関を通じて、本信託が終了するまでに本受託者に対して本受託者が別途指定する書面を提出することにより、譲渡手続が可能です。なお、かかる譲渡手続の詳細については、取扱登録金融機関へお尋ねください。

2 本受益者に対する特典

該当事項はありません。

3 内国信託受益権の譲渡制限の内容

本受益者は、原則として、本受益権について、いかなる場合でも譲渡等を行うことはできません。

4 その他内国信託受益権事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第4【その他】

- ・目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、本信託の基本的性格を記載する他、募集事項等記載書面及び有価証券報告書の主要内容を要約し、目論見書の概要として、目論見書の巻頭に記載することがあります。
- ・目論見書に用語解説等を掲載することがあります。
- ・目論見書に本信託の信託約款を添付します。なお、目論見書の記載項目のうち信託約款と内容が重複する項目については、概略のみを記載し、信託約款を参照すべき旨を併せて記載することで、有価証券届出書の内容の記載に代えることがあります。
- ・有価証券届出書の内容のうち目論見書に記載すべき事項について、投資者の理解を助けるため、各所に図表等を加えることがあります。
- ・目論見書に当社の社名をロゴ・マークにより表示する場合、当社の属する企業グループのロゴ・マークとして、図案をあわせて表示する場合があります。
- ・本信託の有価証券届出書はEDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)を通じて提出している旨及び目論見書の記載事項はEDINETで入手可能な旨を記載することがあります。
- ・本受益権について、証券は発行されないため、その様式及び券面に記載される事項について、該当事項はありません。
- ・本受益権について、金融商品取引法第37条の6その他の規定によるクーリングオフ制度の適用はありません。
- ・本信託における信託貸付金と、ソニー銀行株式会社が別途当社から借り入れた貸付金（もしあれば）が回収等に際して競合する場合があります。その場合は、弁済期限が到来している貸付金それぞれの残高で按分比例します。

第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】

第1【受託者の状況】

1【受託者の概況】

(1) 資本金の額等

2026年3月末現在、資本金は342,037百万円です。また、発行可能株式総数は、3,400,000,000株であり、1,674,537,008株を発行済です（詳細は、下表のとおりです。）。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

株式の総数

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,000,000,000
第2回第二種優先株式	200,000,000(注)1
第3回第二種優先株式	200,000,000(注)1
第4回第二種優先株式	200,000,000(注)1
第1回第三種優先株式	100,000,000(注)2
第2回第三種優先株式	100,000,000(注)2
第3回第三種優先株式	100,000,000(注)2
第4回第三種優先株式	100,000,000(注)2
第1回第四種優先株式	100,000,000(注)3
第2回第四種優先株式	100,000,000(注)3
第3回第四種優先株式	100,000,000(注)3
第4回第四種優先株式	100,000,000(注)3
計	3,400,000,000

（注）1．第2回ないし第4回第二種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとします。

2．第1回ないし第4回第三種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000,000株を超えないものとします。

3．第1回ないし第4回第四種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000,000株を超えないものとします。

発行済株式

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2026年3月31日)	有価証券報告書 提出日現在 発行数(株) (2026年6月17日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	1,674,537,008	同左	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 なお、単元株式数は1,000株であります。
計	1,674,537,008	同左	—	—

(2) 受託者の機構

会社の機関の内容

○取締役会

2019年6月の機関設計の移行に伴い、個別の業務執行に係る決定権限を取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任しており、取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、業務執行取締役等の職務の執行を監督することをその中心的役割としております。また、取締役21名のうち7名を社外取締役とすることにより、経営の透明性向上と監督機能強化を図っております。

○監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は5名の監査等委員である取締役で構成されており、うち3名は社外取締役となっております。

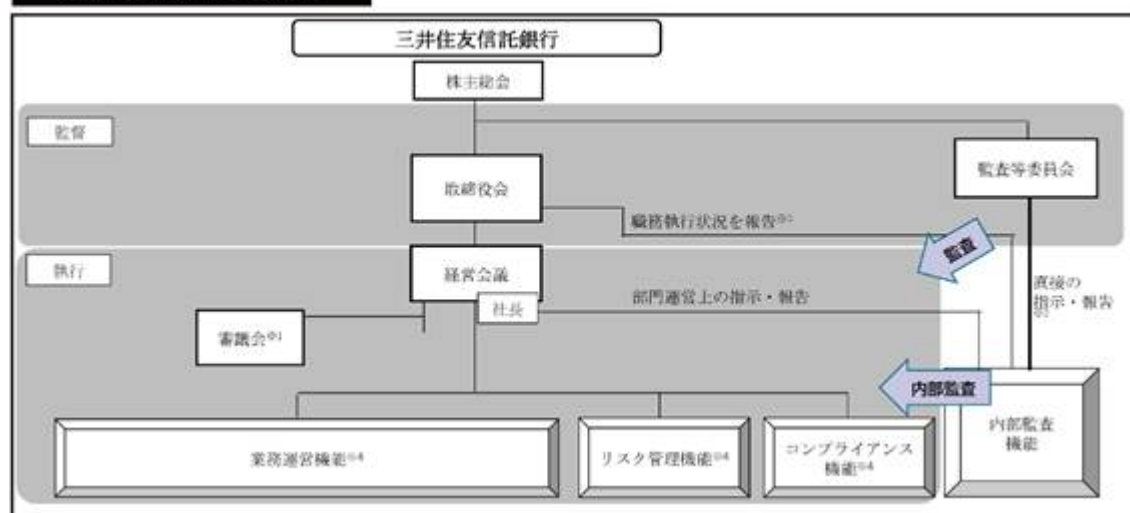
監査等委員会は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から職務の執行状況についての報告聴取、内部監査部からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、業務執行取締役の職務執行状況を監査しております。

○経営会議等

当社では、経営の意思決定プロセスにおける相互牽制機能の強化と透明性の確保を図るため、経営に関する重要事項を協議又は決定する機関として経営会議を設置しております。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議又は決定を行う他、取締役会決議事項の予備討議等を行っております。

また、重要な投融資案件を協議又は決定する「投融資審議会」、ALM（資産及び負債の総合的管理）に関する方針や設備投資、固定資産の取得・処分等に関する重要事項等を協議又は決定する「財務審議会」、受託財産の運用・管理に関する重要事項を協議又は決定する「受託財産運用・管理審議会」、IT・デジタル戦略やサイバーセキュリティ等に関する重要事項を協議又は決定する「IT審議会」といった各種審議会を設置しております。

当社の経営管理体制



- 1 投融資審議会、財務審議会、受託財産運用・管理審議会、IT審議会
- 2 内部統制システムを活用した監査等委員会監査に関連する直接の指示・報告
- 3 内部監査部統括役員（執行役員）の職務執行状況を報告
- 4 商品審査協議会、コーポレートコミュニケーション協議会、人的資本協議会、リスク管理協議会、FD・コンプライアンス協議会等を協議機関として設置

2【事業の内容及び営業の概況】

1 事業の内容

当社は、持株会社である三井住友トラストグループ株式会社の下、銀行、資産運用・資産管理、不動産業務関連など様々なグループ会社で構成される三井住友トラストグループの中核をなす信託銀行として、統一されたグループ経営戦略に基づき、多様な事業を行っております。

当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社36社及び持分法適用関連会社20社で構成されております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。なお、2026年8月3日付で、住信SBIネット銀行はドコモSMTBネット銀行に商号を変更することを予定しています。事業の区分は本受託者の第14期有価証券報告書「第5経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

2026年3月31日現在



2 主要な経営指標等の推移

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2021年度 (自2021年 4月1日 至2022年 3月31日)	2022年度 (自2022年 4月1日 至2023年 3月31日)	2023年度 (自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)	2024年度 (自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)	2025年度 (自2025年 4月1日 至2026年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,249,695	1,695,357	2,349,790	2,780,299	2,819,918
うち連結信託報酬	百万円	110,539	109,721	116,269	120,885	125,435
連結経常利益	百万円	203,664	265,045	86,295	346,309	375,802
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	149,223	177,649	65,821	243,052	297,394
連結包括利益	百万円	66,845	180,512	393,204	101,766	608,676
連結純資産額	百万円	2,348,510	2,468,222	2,791,467	2,762,197	3,236,902
連結総資産額	百万円	64,346,726	68,737,987	75,578,189	77,945,182	81,862,437
1株当たり純資産額	円	1,385.34	1,456.34	1,648.81	1,631.40	1,912.01
1株当たり当期純利益	円	89.11	106.08	39.30	145.14	177.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	-	-
自己資本比率	%	3.60	3.53	3.65	3.50	3.91
連結自己資本利益率	%	6.44	7.45	2.53	8.84	10.02
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	185,086	2,556,372	4,256,169	3,963,616	1,175,557
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	845,015	960,590	2,577,514	1,731,195	1,547,936
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	116,693	156,900	53,959	51,036	154,047
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	15,653,061	19,092,918	20,757,770	22,997,916	22,485,430
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	20,281 [2,090]	20,571 [2,148]	20,972 [2,280]	21,180 [2,341]	20,645 [2,104]
信託財産額	百万円	248,215,419	256,225,715	257,466,804	263,279,750	265,351,740

(注) 1. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を2022年度の期首から適用しております。2022年度以降に係る主要な経営指標等については、時価算定会計基準適用指針を適用した後の指標等となっております。

2. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末非支配株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。
5. 連結株価収益率は、株式が非上場であるため、記載しておりません。
6. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 受託者の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
経常収益	百万円	839,361	1,310,130	1,956,473	2,184,377	2,253,534
うち信託報酬	百万円	110,539	109,721	116,269	121,189	125,594
経常利益	百万円	150,808	224,597	58,701	310,745	335,285
当期純利益	百万円	113,343	169,135	57,839	239,563	263,408
資本金	百万円	342,037	342,037	342,037	342,037	342,037
発行済株式総数 普通株式	千株	1,674,537	1,674,537	1,674,537	1,674,537	1,674,537
純資産額	百万円	2,051,305	2,127,915	2,364,571	2,347,195	2,585,187
総資産額	百万円	62,530,092	66,824,746	73,338,642	75,486,614	79,242,493
預金残高	百万円	32,898,724	35,041,223	37,151,896	37,387,431	39,495,404
貸出金残高	百万円	30,916,363	31,947,351	33,773,133	32,253,158	33,687,400
有価証券残高	百万円	7,951,169	6,999,285	9,952,494	11,431,249	13,295,000
1株当たり純資産額	円	1,224.99	1,270.74	1,412.07	1,401.69	1,543.82
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) 普通株式	円	32.01 (17.92)	40.68 (21.97)	52.43 (22.81)	77.52 (47.82)	103.54 (50.17)
1株当たり当期純利益	円	67.68	101.00	34.54	143.06	157.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	-
自己資本比率	%	3.28	3.18	3.22	3.10	3.26
自己資本利益率	%	5.52	8.09	2.57	10.16	10.68
配当性向	%	47.29	40.27	151.79	54.18	65.82
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	13,608 [514]	13,757 [550]	13,848 [629]	13,947 [704]	13,810 [695]
信託財産額	百万円	248,215,419	256,225,715	257,466,804	263,279,750	265,351,740
信託勘定貸出金残高	百万円	2,131,254	2,154,605	2,407,320	2,531,925	3,421,140
信託勘定有価証券残高	百万円	859,127	846,569	830,452	858,567	658,175

(注) 1. 時価算定会計基準適用指針を第11期(2023年3月)の期首から適用しております。2022年度以降に係る主要な経営指標等については、時価算定会計基準適用指針を適用した後の指標等となっております

2. 第14期(2026年3月)の普通株式の中間配当についての取締役会決議は2025年11月12日に行いました。
3. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。
5. 自己資本利益率は、当期純利益を期中平均純資産額で除して算出しております。
6. 株価収益率、株主総利回り及び最高・最低株価は、株式が非上場であるため、記載しておりません。
7. 信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高は、該当金額がないため記載しておりません。
8. 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高は、該当金額がないため記載しておりません。
9. 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高は、該当金額がないため記載しておりません。

3【経理の状況】

受託者の経理の状況については、以下に掲げる書類の経理の状況をご参照ください。

(1) 受託者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第14期（自2025年4月1日 至2026年3月31日） 2026年6月17日に関東財務局長に提出。

半期報告書

該当事項はありません。

訂正報告書

該当事項はありません。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

本受託者は、信託法及び兼営法において準用する信託業法の定めるところにより、次に掲げる行為及び取引が禁止されています。

1 信託法により禁止される行為（信託法に定める例外に該当する場合を除きます。）

- (1) 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含みます。）を固有財産に帰属させ、又は固有財産に属する財産（当該財産に係る権利を含みます。）を信託財産に帰属させること
- (2) 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含みます。）を他の信託の信託財産に帰属させること
- (3) 第三者との間において信託財産のためにする行為であって、自己が当該第三者の代理人となってしまうもの
- (4) 信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であって本受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反することとなるもの

2 兼営法において準用する信託業法により禁止される取引（兼営法において準用する信託業法に定める例外に該当する場合を除きます。）

- (1) 自己又はその利害関係人と信託財産との間における取引
- (2) 一の信託の信託財産と他の信託の信託財産との間の取引
- (3) 第三者との間において信託財産のためにする取引であって、自己が当該第三者の代理人となってしまうもの

但し、本受託者は、信託法及び兼営法において準用する信託業法に定める例外として、本信託の信託約款において、兼営法施行規則第23条第3項の要件のほか本信託の信託約款に定める要件を充足する場合に限り、自己又はその利害関係人と本信託財産との間における取引として、本信託財産に属する金銭の単独又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同した、本受託者の銀行勘定における運用又は本受託者の銀行勘定に対する貸付による運用を行うことができるものとされています。

なお、本受託者は、当該取引をした場合には、当該取引の状況を信託財産状況報告書に記載し、当該書面を本受益者に交付することによって、兼営法第2条第1項が準用する信託業法第29条第3項の書面交付を行うものとします（但し、兼営法施行規則第23条第5項各号の規定により、兼営法第2条第1項が準用する信託業法第29条第3項本文に従った書面の交付が不要となる場合には、かかる書面交付がなされたものとみなされます。）。かかる書面交付がなされた場合には、信託法第31条第3項に定める受益者に対する通知がなされたものとみなされます。

5【その他】

該当事項はありません。

第2【委託者の状況】

委託者が発行者（金融商品取引法第2条第5項に規定する発行者をいいます。）とならないため、該当事項はありません。

第3【その他関係法人の概況】

取扱会社

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
ソニー銀行株式会社	38,500百万円 (2026年6月30日現在)	銀行業務及び金融商品取引 業務。

2【関係業務の概要】

本受益権の取扱会社として、本受益権の募集の取扱い及び販売等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

4【役員の兼職関係】

該当事項はありません。

5【その他】

該当事項はありません。